

第十三回国会 衆議院 通商産業委員会 議録第四十六号

(1000)

昭和二十七年六月三日(火曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事小川 平二君 理事多武良哲三君

理事中村 幸八君 理事山手 満男君

理事今 澄 勇君

阿左美廣治君 江田斗米吉君

小金 義昭君 永井 要造君

高橋清治郎君 加藤 鐵造君

横田基太郎君

出席國務大臣 高橋龍太郎君

出席産業大臣

出席政府委員

公正取引委 横田 正俊君

員会委員長 本間 俊一君

通商産業事務次官 牛場 信彦君

通商産業事務 官(通商局長)

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

六月三日

理事高木吉之助君の補欠として小川

平二君が理事に当選した。

六月二日

中小企業資金融通法制定促進に關する

請願外六件(川島金次君外一名紹介(第三三八二号))

中小企業等協同組合法等の一部改正に關する請願外五件(川島金次君外一名紹介(第三三八三号))

中共貿易促進に關する請願(上林與市郎君紹介(第三四一九号))

神島村の電氣対策確立に關する請願(石原國吉君紹介(第三四二五号))

電氣事業の復元に關する請願(神田博君紹介(第三四二六号))

公納金制度存続に關する請願(神田博君紹介(第三四二七号))

遠別町地内に水力発電所設置に關する請願(玉置信一君紹介(第三四二八号))

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

輸出取引法案(内閣提出第二三九号)

○中村委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が所用のため私が委員長職務を行ないます。

本日の日程に入ります前にお願いいたします。理事高木吉之助君より理事の申出がありますので、これを許可いたし、その補充として小川平二君を理事に選任したいと存じます。

が、御異議はありませんか。

○中村委員長代理 御異議がなければさようとりはからいます。

○中村委員長代理 これより輸出取引法案を議題として會議を進めます。本案に対する質疑は昨日で大体終了いたしておりますが、山手委員より補充的質疑を行いたい旨の申出がありますので、この際これを許します。質疑は簡潔にお願いいたします。山手満男君。

○山手委員 討論、採決を行うに先だちまして、一言あらためて公正取引委員会の委員長にお尋ねをいたし、将来解釈上疑義が起きないようにしておきたいと思ふ次第であります。と申しまして、輸出取引法案は、第十一条において輸出組合の行う事業を規定しておるのであります。が、組合がこの事業を行うにあつては、独禁法及び事業者団体法の適用を除外しております。これは、輸出業者の不正な輸出取引を防止する第一の条項であります。その適用を除外されておらないのであります。輸出業者の行う不正な輸出取引は何ら保護される筋合いのものではないのであつて、當然に禁ぜられていなければならないという見解に基くものであるようでありまして、これは率直にそう解釈してよろしいのかどうか、委員長からお答え願ひたいと思ひます。

○横田(正)政府委員 ただいまの点に關しましては、先般私から今お尋ねになつたような向きのお答えをいたしましたと思ひます。あらためて申し上げます。十一條第一項の一号、二号に關しまして、十一條第一項の一号、二号に關して事業者団体法を適用除外いたしませんでもできるものであらうと考えまして、特に適用除外をいたしませんでして、ただ非常に行き過ぎになつて、事業者の機能活動を不当に拘束するといふ段階に至りますればまた問題は別で

ありますが、そういうことはおそらくあるまいと思ひますので、ただいま御指摘の通りの結果になつたと思ひます。

○山手委員 そういたしますと、組合が違法のために、その構成組合員に対して不正な輸出取引を防止する強制力を伴う決議ないしは行為をいたしますことは、必要な限度を越えないものであるならば、何らさしつかえない組合がこれを行ひ得ると解してよろしいものと思ひます。が、念のためその点をもう一度伺ひたいと思ひます。

○横田(正)政府委員 その通りでございます。

○中村委員長代理 それではこれより討論に入ります。討論の通告がありますので順次これを許します。小川平二君。

○小川(平)委員 輸出取引法案に關しまして、自由党を代表して賛成の意を表するものであります。輸出を増進するため、無秩序な不正な輸出取引の防止が必要である、そのためには輸出組合を認めて輸出取引の秩序を確立することが必要であるといふことはつとに認識をされ、各方面から強く要望されて今日に至つてゐるのでございます。占領下におきましてもこの問題に關して折衝が続けられて来たのであります。が、独立を機会に本法案提出の運びとなりましたことは、多年の懸案を解決するための第一着手としてわれ

われはこれを歓迎するものであります。

この法律は独占禁止法、事業者団体法の適用を除外するものであります。が、この法律によります輸出業者の協定ないし組合による取引基準の設定に關しましては、きつめて厳密な条件が設けられてゐる。また協定ないし輸出取引基準の設定そのものの価格、品質並びに数量のそれに限定をされてゐるのであります。さらにまたこの法律によつてはアウト・サイダーを拘束することはできない。そこでこれを往年の貿易組合等と比較をいたしまするときに、何といつても割切れない微温的なるを免れない。はたしてこれによつて十分の効果を上げ得るだらうか、なお一抹の不安を禁じ得ないものがあると思ひます。しかしながら、独立後なお今日の今日の、きつめて微妙な、デリケートな環境のもとにおきましては、対外的な影響等にも特殊の考慮を必要とすることは申すまでもないことでありまして、この点にかんがみましますときに、本法の立案に際して政府の苦心の存した点は理解するにたかたない。むしろその努力を多すべきであらうかと思ひます。

この法律案につきましては、委員会における質疑を通じて明らかにいたしましたように、解決を将来にゆだねなければならぬ幾つかの問題が残つてゐるのであります。が、しかもなお運用よろしきを得るならば、ほぼ所期の目的を達成し得るに違ひない、かように

信じましてわれ／＼は本案に賛成をいたす次第であります。

○中村委員長代理 山手満男君。

○山手委員 私は改進黨を代表いたしました。希望意見を付して本案に賛成をするものであります。本案が国際的な非常なきびしい貿易業界に乗り出した日本の業者にとつて、いろ／＼救いの手を差延べるものであることを私どもはかく信じているのであります。が、さらに一步を進めて、政府も国会も貿易業界を明朗にしてやるために、いけないうことを私ども強く自覚する次第であります。

この法案の第五條に出ております仕向地のいろ／＼な場合の規定、条文の内容を見ておりましたも、まだ／＼日本の考え方というものが仕向地の産業のことも、仕向地の利害というもののあまりにもとられ過ぎるような強い態度ではないかという気がいたしました。政府が本法案をつくられたにあたりまして扱われた苦心、そのほか非常な努力については、私どもは決してこれを低く評価するものではないのであります。今後国際貿易場に立ち向つて行く上におきましては、もう一つ押し進めたものが私どもは望ましいのではないかと、これは全体の法案に對してもそういう気がするのであります。

それからこの法案で感じられることは、アウト・サイダーとの関係であります。メーカーの立場が非常にこの法案では無視されておるとは言いませんが、意向が反映されるチャンスが失わされておるといふ気がするのであります。今日日本の商社の問題を考え

ますときに、その背後にあるところの巨大な生産力を持つたメーカーの立場を抜きにして商社は考えられない実情にあるのであります。むしろメーカーの商社は窓口であるにすぎないような場合が非常に多いのであります。数量の協定などをいたします場合に、商社だけの独自の考え方でもメーカーを縛り、あるいはプレミアムがつくという事態になつて、メーカーと対立するような状態で、貿易の波をよく押し切つて行けないのじやないかと思つておりました。今後運用の面におきましても、政府は審議会その他を通じて、ぜひともメーカーの声を十分にこの法案の上にも盛り上げて行くようにされることを望ましいと思つておりました。

さらにまたさつき私は公正取引委員会の言明をいたしたのであります。この法案を施行する上において、いろ／＼輸出組合の事業自体、独禁法あるいは事業者団体法の除外ということで、業界に問題を投げかける心配がないではないような気がするのであります。十分親心をもち、こういう輸出組合の育成にも当局が尽力されることを希望する次第であります。

またこの輸出組合の設立にあたりましては、伝統そのほかによつて、各業界からいろ／＼な希望なり要望が数多くあるものであります。必ずしも先入主的なわけにとらわれなくて、ぜひ業界のすつきりした希望は希望として取り入れて、つくるべき組合は三十とか三十五という数にこだわらないで、私は組合を設立してやつていただきたいと思つた次第であります。以上二、三希望条件を付して本案に賛成の意を表するものであります。

○中村委員長代理 今澄勇君。

○今澄委員 ただいま議題となりました輸出取引法案に關しまして、私は日本社会黨を代表いたしまして、将来さらに強力な組合構成をつくることを前提条件として本法案に賛意を表するものであります。

先日米同僚議員よりも質疑を続けた關係上、詳細は速記録において十分納得が行き得ると存するのであります。が、概括的に批判いたしますならば、一見まことにこの法律案は弱氣の法律案といふことができるのであります。また本法案をめぐりわが国の對外貿易に關する制約につきましても、まことに心細き限りで、貿易政策確立のために、政府の猛反省をこの機会に求めなければなりません。

まず本法施行について考えられるものは、獨禁法や事業者団体法で貿易の面までかなり首を絞めておるといふ印象を与えておるといふこと、すなわち獨禁法や団体法は、国内産業に對する適用だけで十分である。外国貿易その他の問題に關しては、これらの法律の適用をすみやかに除外するということが希望するものであります。

次にわれ／＼はアウト・サイダーに對する制裁規定は將來法律の上に望まされたいと、脱法のおそれがあるばかりでなく、制裁の方法、手段それ自体が違法呼ばれられるおそれがあると考えられるのであります。次に輸出組合は、共同販売は禁止されておるようではあります。共販が許されないとすれば、組合自体の設立の意義が大半失われてしまふと思つておる商社が、何かににつけて困難を來すであらうと存ぜられるのであります。

最後に、メーカーを除外した商人だけの組合であるということに對する不満がこの法律にはございます。およそメーカーの加わらない輸出組合の実体というものが、どんなものであるかといふことは想像にたつたものであります。そこで私も、將來に以上の点を十分注意、希望をここに申し述べまして、最後に本法案は、さらに敷衍してメーカー団体をも統合し、輸入組合をつくり、強力なものにつくり上げて、多難な國際貿易に有機的、機動的に對処運営して行かなければならないといふことをここに希望条件として申し述べて、本案に賛意を表するものであります。

○中村委員長代理 横田基太郎君。

○横田委員 本案に反對します。輸出貿易といふようなものは、値よく安く買えるところから買ひ、割よく売れるところに売らなければならぬ。いかかわらない。日本においてはそれをやつておらない。しかも日本の国の必要からやつておらないのではないのであります。アメリカの必要から強要されて日本がやつておらない。そうしてこのやつておらないことに對してさえ、政府自体は責任を持つて、日本の政府においてやつておらないのである。なぜかういふようなことを言つておる。なぜかういふような認識不足な小刀細工にひといふような法案が出される、あるいはそれに対する低調な審議が行われなければならないかといふことについて、われ／＼はうんと思つておる。今日融資面でも一方ならぬ苦勞を來す。今日日本に對してわれ／＼は国会と

いう感じを持つことができない。一つの法案が出ておるにかかわらず、その法案審議にあたりまして定足数をそろえたことはほとんどないのであります。定足数をそろえたことがないので、質疑応答する者が二、三人でこれをやつておつたのがほとんど今までの例であつた。しかも今までの場合と非常に違つたことは、質疑応答の場合には少かつたけれども、採決の場合におきましてはやつと定足数をそろえておつたにかかわらず、今度のこの法案に對しましては、採決の際にも七人ほどしか来ておりません。これをさへもして正常の国会法による委員会が成立しようとするところに、日本の政治形態に對する根本的な究明がなく、従つて一つの法案に對する背景をなし、本筋をなすところの政治形態を打開して、ほんとうの法案として掘り下げて審議するやうな力がなくなつて来るのだと思つておる。もしもそういうやうな力が出て来るのであれば、日本の貿易、日本の輸出に對しては、もう少し良心的な意見が聞かれて、この法案が提出された後においても、審議中におきまして非常に考慮しなければならぬ。必ずこの法案は審議されるうちに内容がかわつておるはずで、法案審議中に輸出貿易がとざされておる面といたしまして、中共貿易が大きく論議されなければならぬ問題が出ておるのであります。中国におきましては、すでに日本に對して輸出輸入總額各三千万ポンド、邦貨に直しまして六百億の商取引をしようと思つておるのであります。これは当然われ／＼が取入

れてやらなければならぬものでありまして、これをやりますれば、非常に条件がいいのであります。

〔中村委員長代理退席、委員長着席〕

要は、かような意味合いにおきまして、貿易問題の本質は、われ／＼がはつきり世界の現状をとらえてのみやれるのであります。しかも日本のような、国内におけるさばけ口の弱い市場を持つておるようなところにおきましては、どうしても中国のような、あるいはソ連のような地区に對しまして、日本の国内においてできるものを売るような方向をとらなくちやならないのであります。それをやらすにおきまして、しかも貿易をやつておるアメリカにそんなに心中立てをいたしまして、アメリカから一体何をもらつたか。日本がやつとの思いでアメリカのドルを獲得しておるところのまづろは、アメリカの薄情なやり方によつて関税が問題になつておる。ミシンが問題になつておる。陶磁器が問題になつておる。アメリカはこのように日本の貿易上における発展を阻害しておる。向うの国におきましてはかえつて日本のドルをかせぐ唯一の口さえもとさしておるといふのが現状であります。これに對しまして中国はいまだ講和が結ばれておらないにもかかわらず、すでに各三千万ポンドの商取引が可能になつておるのでございます。これはやろうと思えばやれるのであります。これをさえも、そこに並んでおる大臣を初め、その大臣の背後にある吉田政権は、アメリカと結託いたしました妨害しようとして一生懸命になつておる。そういうようない／＼な問題を除外してそう

してアメリカのさしずするやうな地区におきまして日本が貿易をやろうとするがために、日本の貿易の弱さ、日本の産業の弱さが、遂に輸出取引に對する小刀細工にひとしいやうな妙な法案ができてしまつたのであります。こゝういふものはよろしく撤回してしまつて、根本的に考え直して、輸出入の本質問題について論議されるやうになるなれば、共産党はもちろん産業の興隆を望む唯一の党でありますから、一番先に賛成するのでありますけれども、それとは別でありまして、日本の輸出貿易を阻害するやうなやり方を信奉する、横着な立場でやられようとするものに對しましては、日本共産党は口におけるところの反對だけではなしに、日本の全組織をあげまして、われ／＼はこれと闘わざを得ないのであります。なぜならば、東京都におきましてはすでに失業者が非常に増大し、中小企業の危機が唱えられておるのでございます。このときに世界のすべてがさうであるならば、われ／＼は黙してこれを語らずという方法もとるのでございますが、中国が買おう、ソビエトが買おう、こゝう言つておるのであります。ソビエトのごときは、今後資本主義國との貿易を三倍に増加しようと言つておるのであります。だから世界には買うところがあるのです。日本は出せるところがあるのに、出せないのです。そこに日本の今日の混乱を來しておるのであります。われ／＼は世界的情勢をよく知つておるのでありますから、日本の労働者に對して、中小企業家に對して、日本に混乱を招來しておるのは、アメリカと結託しておる自由党であるといふことをはつきりと告

げるのであります。そうして仕事をさせろ、日本の平和産業を榮えさせろ、この要求を高らかに掲げて、これを妨害するために立つておる人殺し集團にひとしい武装警官に對しましては徹底的に実力抗争をもつて、内外相呼應して、この法案がほんとうにかわりまして、日本の輸出入貿易が盛んになることを望んで、その逆を行くこの法案に反對いたします。

○中村委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。本案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お語りいたします。ただいま議決いたしました輸出取引法案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なければさうとりはからいます。

明日午後一時より開会することといたしました。今日はこれにて散會いたします。

午前十一時二十九分散會

〔參照〕

輸出取引法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月十日印刷

昭和二十七年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所